

高城台小デジタルシティズンシップ新聞 第2号

令和5年10月26日発行

文責 高城台小学校 教頭

◎言葉について

○「個人情報」

「個人情報」とは、その人自身についての情報であり、その人のことがわかる情報です。名前やその人の顔写真、生まれた日、住所、パスワードなど、いろいろとあります。

○「著作権」

絵や音楽、小説や映像などで自分の考えや思いを表現した「著作物」について、それを作った「著作者」に、法律によって与えられる権利のことを「著作権」と言います。

○「肖像権」

自分の顔や姿を断りもなく写真や絵に写しとられたり、それを公開されたりすることを認めない権利を言います。

◎ 今日のテーマ「情報発信のルール」

現在は、自分の持つ情報をかたんに発信することができ、多くの人が、情報発信を行っています。しかし、その一方で、一度出た情報を消すことはほぼできなくて、世の中には、よく考えずに情報を出して、すごく困る思いをした人がたくさんいます。

では、どんな情報をかたんに出したらいけないのでしょうか。

【問1】 かたんに出したらいけない情報にはどんなものがあると思いますか。

情報発信だけでなく、デジタルツールを使う時の大事な行動があります。それは、何かをする前に、立ち止まる、「よく考える」、「(わからない時、まよう時は、大人の人に)相談する」の3つです。

その上で、高城台小学校に通う子どもたちに、情報発信について、次のことを守ってほしいと思います。

【高城台小情報発信ルール】

レベル3 ぜったい はっしん 絶対に発信してはダメ!!	○人を攻撃したり、人の気持ちを傷つけたり、人の悪口や仲間外しを進めるような発信をしたりすること。 ○法律やルールをやぶる情報
レベル2 じょうほうはっしん 情報発信をやめるか、 かならず あいて きょか 必ず相手に許可をとろう	○ほかの人や友達、家族の個人情報 →自分以外の人の個人情報は、相手が家族であっても、前もって発信してよいかを確認する。 ○著作権や肖像権がある情報 →本や勉強につかう資料の情報も確認が必要。 →公開する写真や映像に自分以外の人が写っていれば、例えその人が家族や友達であっても、発信してよいか確認をする。
レベル1 しんちょう 慎重になろう ※お家の大人の人に かくにん 確認してもらってからしよう。	○自分の個人情報 ○自分がこれからの行くところ、今いるところ ○ID やパスワードに関する情報 ○スポーツや政治、宗教についてなど

◎ ふりかえり